

○大田区保育施設職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱

令和4年8月26日

4こ保発第12546号決定

改正 令和5年6月28日

5こ保発第11594号決定

(目的)

第1条 この要綱は、保育施設職員用の宿舍の借り上げを行う保育施設等の設置者に対し、借り上げに係る費用の一部の補助を行うことにより、保育人材の確保、定着及び離職防止を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象保育施設 区内に存する児童福祉法(昭和22年法律第164号。(以下「法」という。))第39条第1項に規定する保育所(区が法第35条第3項の規定により設置し民間に委託する保育所及び法第35条第4項の規定により認可を得た者が設置する保育所に限る。)、大田区認証保育所事業実施要綱(平成13年9月21日付け13児保発第1036号)に規定する認証保育所、大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第38号)第3章に規定する小規模保育事業(第4節に規定する小規模保育事業C型の事業所を除く。)、同条例第5章に規定する事業所内保育事業を行う事業所(法第34条の15第2項の規定により認可を得た者が設置する事業所に限る。)、大田区定期利用保育室運営費等補助金交付要綱(平成25年3月13日付けこ保発第13135号)第6条の規定により認定を受けた定期利用保育室、大田区病児・病後児保育事業実施要綱(平成15年6月30日付けこ保発第495号)に規定する実施施設及び企業主導型保育事業等の実施について(平成29年4月27日付け府字本第370号雇児発0427第2号)に規定する企業主導型保育事業を実施する施設(ただし、当該通知第3の2(1)に規定する地域枠の利用定員を定める施設に限る。)をいう。
- (2) 保育施設職員 補助対象保育施設に勤務する施設長、保育士、保育補助者、調理員、看護師等をいう。ただし、当該施設の経営に携わる法人の役員を除く。
- (3) 常勤 各補助対象保育施設の就業規則等で定める常勤のうち、期間の定めのない労働契約を結び(1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。)、常態的に勤務するもの

(補助対象事業)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付対象となる事業は、補助対象保育施設の設置者が実施する保育施設職員用の宿舍の借り上げ事業(以下「補助事業」という。)とする。

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、次の各号に掲げる期に分割し、それぞれの期間は、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第1期 4月から6月まで
- (2) 第2期 7月から9月まで
- (3) 第3期 10月から12月まで
- (4) 第4期 1月から3月まで

(補助金交付対象者)

第5条 本補助金の交付対象者は、次条に規定する保育施設職員を雇用し、第7条に規定する借り上げ宿舍に当該職員を居住させている設置者とする。

(補助対象となる保育施設職員)

第6条 補助事業の対象となる保育施設職員は、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第5条第1項第1号の3により明示された就業の場所が補助対象保育施設であり、常勤として雇用されている、もしくは、1日6時間以上かつ月20日以上の勤務をしている保育施設職員であって、世

帯主又はこれに準ずる者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 平成24年度以前に設置者（当該補助対象保育施設の運営を他の事業者へ委託している場合は当該事業者を含む。以下「設置者等」という。）が借り上げる宿舎に入居している者
  - (2) 住居手当等が支給されている者又は支給されている同居者等がいる者
  - (3) 同一法人内における保育施設等を異にして行う人事異動等により生活圏が変わった場合等の特段の事情なく第7条に規定する借り上げ宿舎から退去した者
- （補助対象宿舎）

第7条 補助事業の対象となる宿舎は、設置者等が雇用する保育施設職員用として借り上げている宿舎（以下「借り上げ宿舎」という。）とする。ただし、設置者等及び設置者等の親族その他の者が所有する宿舎を除く。

（補助対象経費）

第8条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、設置者等が負担した賃借料、共益費（管理費）、その他区長が相当と認める経費（以下「賃借料等」という。）と第3項に規定する礼金の按分額（以下、「按分礼金」という。）との合算額から保育施設職員が負担した賃借料等を差し引いた額とする。

2 次の各号に定める場合は、第1項の額と当該各号に定める賃借料等の日割り計算した額のうち低い額を当該月における補助対象経費とする。

- (1) 保育施設職員が借り上げ宿舎に住所を移した日若しくは雇用契約期間の初日又は当該借り上げ宿舎の賃貸借契約の契約期間の初日のうちいずれか遅い日（以下「開始日」という。）がその月の初日以外である場合 賃借料等を開始日から起算して末日までの日数により日割計算した額
- (2) 当該職員が当該借り上げ宿舎から住所を移した日の前日若しくは雇用契約期間の末日等の最終在籍日又は当該借り上げ宿舎の賃貸借契約の契約期間の末日（以下「終了日」という。）がその月の末日以外である場合 賃借料等を当月初日から起算して終了日までの日数により日割計算した額

3 賃貸借契約時に支払った礼金は、開始日の属する月から補助対象とし、当該金額から保育施設職員が負担した礼金を差し引いた額を開始日の属する月から開始日が属する年度の3月までの月数で除して得た額（1円未満の端数切捨て）を、同期間の各月の補助対象経費に計上することができるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 開始日が属する年度の前年度以前に当該借り上げ宿舎に住所を移し、かつ、開始日が属する年度の前年度以前の本補助金交付対象となった保育施設職員。
- (2) 他の補助対象保育施設において、当該礼金が補助対象経費として計上されていた保育施設職員。
- (3) 他自治体の本事業と同様の事業において、当該礼金が補助対象の経費として計上されていた保育施設職員。

（補助金交付額）

第9条 補助金の交付額は、月額補助対象経費と82,000円を比較して低い方の額に8分の7を乗じた額とする。ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、予算の範囲内で交付する。

（交付申請）

第10条 設置者は、補助対象経費について補助金の交付を受けようとするときは、第4条に規定する期別ごとに区長が別に定める期日までに大田区保育施設職員宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第11条 区長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る書類及び必要に応じて行う現地調査によりその内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、大田区保育

施設職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、設置者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、区長は、適正な交付を行うため必要があるときは、補助事業の遂行を不当に困難とさせない範囲において、交付申請に係る事項につき修正を加えて交付の決定をすることができるものとする。
- 3 第1項の規定により補助金の交付決定を受けた設置者（以下「補助設置者」という。）は、当該決定の内容に異議があるときは、当該通知受領後指定する期日までに申請の撤回をすることができる。
- 4 区長は、第1項の審査の結果、補助金を交付できないものと決定したときは、速やかにその理由を付して設置者に通知するものとする。

（補助条件）

第12条 区長は、前条の補助金の交付の決定に当たり、必要があるときは、条件を付するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 第11条の交付決定を受けた補助設置者は、大田区保育施設職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付請求書（別記第3号様式）に必要な書類を添えて、区長が別に定める期日までに補助金を請求しなければならない。

- 2 区長は、補助設置者から前項の請求があった場合は、審査を行い、適当と認めるときは、補助金を支払うものとする。

（決定の取消し）

第14条 区長は、補助設置者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
  - (3) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
  - (4) 前3号を除く理由により補助金の交付の決定の内容に変更が必要であることが判明したとき。
- 2 前項第4号の規定により補助金の交付決定の一部を取り消す場合において、区長は、当該申請に係る書類及び必要に応じて行う現地調査によりその内容を再度審査し、一部取り消しの決定をするものとする。
  - 3 第11条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

（補助金の返還）

第15条 補助設置者は、補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、区長が別に定める期限までに、当該額を区長に返還しなければならない。

（違約加算金及び延滞金）

第16条 補助設置者は、第14条第1項第1号から第3号までの理由により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 補助設置者は、第14条第1項第1号から第3号までの理由により補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの

割合とする。

(違約加算金の計算)

第17条 区長は、前条第1項の規定により加算金の納付を命じた場合において、補助設置者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第18条 区長は、第16条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第19条 区長は、補助設置者に対し補助金の返還を命じ、補助設置者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(消費税仕入控除税額の報告)

第20条 補助設置者は、補助金の交付の決定に係る会計年度の終了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、当該年度の翌々年度10月31日までに区長へ報告しなければならない。この場合において、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

2 補助設置者は、前項の場合において、補助金に係る仕入控除税額がある場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を区長へ納付しなければならない。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、所管する部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前までに第10条の規定により申請書を提出した者については、同日後もなおその効力を有する。
- 3 前項の規定に関わらず、本事業は、国及び東京都の補助事業を利用し実施するため、国又は東京都の補助事業が縮小、中止又は廃止となった場合は、本事業も中止又は廃止となる場合がある。この場合において、本事業が中止又は廃止となる年度の年度末までに第10条の規定により申請書を提出した者については、同日以後もなおその効力を有する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。